

## 会議録

会議の名称	西東京市使用料等審議会 平成21年度第1回会議
開催日時	平成21年12月2日（水曜日） 午後1時30分から午後3時10分まで
開催場所	田無庁舎3階 庁議室
出席者	小藤田委員 町田委員 森岡委員 米田委員（欠席委員：山田委員） 事務局：池田企画部長 柴原企画政策課長 植竹企画部主幹 青柳ごみ減量推進課長 河合ごみ減量係 高橋清掃係長 藤澤主査 高橋主任
議題	1 委嘱状伝達 2 会議の運営について 3 一般廃棄物処理手数料の改定の経緯について 4 その他
会議資料の名称	資料1 西東京市使用料等審議会委員名簿 資料2 西東京市使用料等審議会条例 資料3 使用料・手数料等の適正化に関する基本方針 資料4 西東京市市民参加条例 資料5 西東京市市民参加条例施行規則 資料5 西東京市市民参加条例の解説 資料6 西東京市使用料等審議会傍聴要領 資料7 一般廃棄物処理手数料の改定の経緯について 資料8 西東京市廃棄物行政に関する施策について（答申） 資料9 家庭ごみ3事業実施後の市民アンケート調査結果報告書 資料10 東京都26市のごみ3事業実施状況
記録方法	全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>議題1 委嘱状伝達</p> <p>議題2 会議の運営について（資料1～6） 事務局から会議の運営について説明し、以下の事項について確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会議については原則公開とする。（西東京市市民参加条例第8条）</li> <li>・会議資料等は情報公開コーナー等で公開する。</li> <li>・会議録の作成は会議内容の要点記録とする。（西東京市市民参加条例施行規則第4条）</li> <li>・審議会内容を録音し、事務局で会議録（案）を作成、各委員へメールで確認を依頼する。</li> </ul> <p>会長の選任 西東京市使用料審議会条例第5条の規定により、互選により米田委員が会長に就任</p>	

### 議題3 一般廃棄物処理手数料の改定の経緯について（資料7～10）

#### 事務局から資料7から資料10について説明

平成19年度の一般廃棄物処理手数料の有料化の経緯及び本年10月のごみ減量推進等審議会からの答申内容について説明を行い、具体的な改定内容、諮問については次回の審議会において行う。

#### （ごみ収集の現状について説明）

・収集方法は可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック容器包装類は有料の指定収集袋を使用し、戸別収集し、また資源ごみについては地域の集積所で収集している。

#### （有料化の目的）

・最終処分場の延命化、ごみ処理経費負担の公平化と排出者責任の明確化、総ごみ量の減量、環境に対する配慮、資源化の促進、ごみ処理経費の軽減を目的として、家庭ごみ3事業（戸別収集、プラスチック容器包装類分別収集、家庭ごみ有料化）を平成19年10月から段階的に実施した。

#### （実施方法）

・家庭ごみの有料化は平成20年1月から実施し、市民の皆さんのごみの排出量に応じた処理手数料を負担いただく方式を採用し、有料の指定収集袋による収集を実施した。

・手数料としては、可燃ごみ、不燃ごみ及びプラスチック容器包装類それぞれ1リットルあたり2円の手数料とし、可燃ごみ不燃ごみ用収集袋4種類とプラスチック容器包装類用の収集袋3種類を市内の販売店で販売している。

#### （有料化の経緯）

資料7に沿って説明

- ・第二次行財政改革大綱の位置づけ
- ・平成18年1月に廃棄物減量等推進審議会に対し「家庭ごみの資源化促進と適正な費用負担について」の諮問を行い、12月に同審議会から「費用負担を求める」答申が出された。
- ・廃棄物減量等推進審議会からの答申を受け、平成19年2月に使用料等審議会に諮問し、経費計算、他団体の動向を踏まえ審議を行い、「一般廃棄物処理手数料（家庭ごみ）の改定」の答申を行った。

#### （手数料の考え方）

・平成17年度の経費をベースに、有料化による削減効果を10%、受益者負担区分を30%とし、1世帯の1月当りの負担額が600円と算定した。

#### （有料化による効果）

- ・可燃ごみ不燃ごみの排出量が大幅に削減した。
- ・家庭ごみ3事業の効果を把握するため実施したアンケート調査の結果からも、有料化に対する一定の理解を得られたことがわかる。

質疑

委員：

可燃ごみ、不燃ごみとプラスチック容器包装類の手数料が同額となっているが、廃棄物減量等審議会の答申はプラスチック容器包装類に係る手数料を減額しろという内容でいいのか。

本審議会においては、基本的に原価計算を基に審議しているが、プラスチック容器包装類の効果をコストとして算出できるのか。

事務局：

資源ごみは資源物として売り払いでできる資源もあるが、プラスチック容器包装類については資源化そのものにコストがかかる。

委員：

使用料等審議会では原価計算を基に金額を設定しているため、次回の審議会までに原価計算を含め客観的なデータを用意できるのか。

事務局：

次回審議会に原価計算等の資料を提出する予定である。

委員：

廃棄物減量等審議会の答申はプラスチック容器包装類に係る手数料を減額しろという内容であるが、減額となる要因はどのようなことが考えられるのか。

事務局：

平成18年度時点では、プラスチック容器包装類の収集を行っていなかったため、可燃ごみ不燃ごみに係る総経費から計算して1リットルあたり2円となったが、現在はプラスチック容器包装類のみの原価計算が可能となる。

可燃ごみ及び不燃ごみについては中間処理施設や最終処分場の経費がかかり、プラスチック容器包装類は資源化することでの経費がかかっている。

委員：

プラスチック容器包装類の分別は、排出方法の煩雑さなどから市民に負担がかかっているため、市民にわかりやすく説明するなど排出方法を徹底する必要がある。

委員：

減免制度を充実させ受益者負担の負担区分そのものを見直すことを想定しているのか。

今後の議論としてはプラスチック容器包装類についての減額についての議論のみを想定しているのか。

事務局：

廃棄物減量等審議会においては、他市の状況や資源化の推進を図るため、手数料についての見直しを想定している。

ごみ減量のためにはごみ排出者側の努力とあわせ事業者側への働きかけも必要となる。

委員：

客観的な判断が必要となるため、参考資料となるデータを揃え比較する必要がある。  
ごみ処理に係る工程とその工程毎の費用についても、次回審議会に資料提出をお願いする。

事務局：

分別等の取組みにより、可燃ごみ不燃ごみの排出量が減少したことにより、中間処理施設の負担金等が減額となる可能性があるなど、派生的な効果もある。

ただし、中間処理施設等での処理経費総額を構成市で負担しているため、排出量の削減が必ずしも負担金の減少とは限らない。

委員：

次回の審議会では、原価計算等の資料を基に具体的な審議を行うこととする。

議題4 その他

事務局：

今後の予定について説明

1. 本日の会議録については、議題2で確認したとおり、事務局が会議録（案）を作成し、メールにて送付する。
2. 一般廃棄物処理手数料の改定について、次回以降に諮問する予定である。
3. 次回審議会の日程は、1月8日（金曜日）午後2時とする。